

## 「えひめ地域材の家」建設促進事業の概要（令和4年度）

県内における木造住宅の建設促進と、県内で生産される地域材の利用拡大を目的として、自らの居住を目的とする一戸建て住宅を、県内で新築・購入される方が、住宅の主要部材に30%以上の地域材を使用し、協定金融機関から融資を受ける場合、独自の金利優遇等が受けることができます。

### 対象となる方

- 自らの居住を目的とする一戸建住宅を、県内で新築又は購入される方

### 対象となる住宅

- 地域材を住宅の主要部材に 30% 以上利用
- 県内に事務所のある施工業者により建設
- 在来工法又は枠組壁工法により建設

### 対象となる融資

- 愛媛県と協定を結んでいる金融機関の融資  
(※証券化支援事業融資も対象となります。)

### 協定金融機関

- (株)伊予銀行、(株)愛媛銀行、愛媛県信用農業協同組合連合会、愛媛信用金庫、四国労働金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫

※ 愛媛県地域材利用木造住宅建設促進資金利子補給金交付制度との併用も可能です。

※ 詳細につきましては、各協定金融機関にご確認ください。

(注) 愛媛県信用漁業協同組合連合会では取り扱っておりません。

### 問い合わせ先

愛媛県 土木部 道路都市局 建築住宅課 宅地建物指導係 TEL：089-912-2758